

明健中学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」に対する学校の基本的方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

(2) 「いじめ」に関する基本的な認識

- ① いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その様態により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得る。
- ② いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付にくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ③ いじめの加害生徒と被害生徒は入れ替わることがあり、特に「無視された」「悪口を言われた」等のコミュニケーションに係る事案については、その傾向が大きい。
- ④ いじめられている生徒は、自分がいじめられていることを認めない場合が多く、自らSOSを発信することや、いじめに関する情報を教職員に報告することは多大な勇気を要する。

(3) 「いじめ」に対する基本的な学校の態度

- ① いじめは決して許されない行為であることを子どもが十分に理解できるようにするとともに、いじめられた生徒を守り抜くことを生徒に知らせ、生徒が訴えやすい環境を整備する。
- ② 「いじめ」と「悪ふざけ」との境目はあいまいな場合が多いため、「いじめ」の有無について個人で判断することをせず、多くの教職員で情報を共有し、組織的に行う。
- ③ いじめの根絶は、学校だけで完結するものではないため、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組む体制を整える。
- ④ いじめた生徒についてはその背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ いじめが解消しているか否かの判断は、少なくとも3か月以上その行為がやんでいることや被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態であることを確認したうえで、組織的に行う。

(4) いじめ防止のための学校の組織

- ① いじめ防止に関する中核的な組織として「生徒指導委員会」を置く
- ② 「生徒指導委員会」には校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校司書、スクールカウンセラーが所属し、必要に応じて学年主任、当該生徒関係職員が参加する。
- ③ 「生徒指導委員会」は週1回の定例会のほか、必要に応じて開催する。
- ④ 「生徒指導委員会」は未然防止に関する施策の検討、早期発見時の対応、関係機関との連携の在り方等について検討し、その方向性を決定する。



2 いじめの未然防止

(1) 学校の計画

- ① 生徒の主体的な活動(生徒会等)の推進
 - ・生徒会スローガン「非いじめ三原則」、生活委員会による規範意識高揚の呼びかけ等
- ② 情報モラル教育の充実
 - ・情報モラル講座(11月)、技術家庭科の授業、道徳・学活の授業
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 教職員研修の充実

(2) 生徒集団づくり

- ① 何でも意見を言い合い、互いに高められる学級づくり
- ② 目標を持って活動できる部活動の充実
- ③ 責任をもって役割を果たす係活動の充実

(3) 保護者、地域、関係機関との連携推進

- ① 学校評議員会の充実
 - ・青少年健全育成指導員、民生児童委員等、地域のサポート人材への情報提供と協力依頼
- ② PTA活動の充実
 - ・学級、学年懇談会での情報提供と協力依頼
- ③ 地域サポートチームの充実
 - ・近隣小中学校、警察、その他の地域団体との情報交換と連携推進
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の積極的な活用

3 いじめの早期発見

(1) 教育相談体制の充実

- ① 秋の三者相談
 - ・三者相談は全員が対象
- ② 生活記録ノート「あゆみ」の活用と通年のチャンス相談(二者、三者相談)
 - ・気になる事案については必ず学年主任に報告し、組織的に判断、対応
 - ・チャンス相談で三者(保護者召喚)相談の場合は学年組織で対応

(2) 定期的なアンケート調査

- ① 年3回の定期調査(5月、9月、1月)と必要に応じた臨時調査
 - ・調査資料の流れ
学級担任による配付→自宅で記入→学級担任による回収→学年主任→教頭→校長
- ② アンケート調査資料の有効活用
 - ・「いじめ」懸念事案のピックアップと早期対応
各学年で「いじめ」の有無を判断→各学年での対応
↓
生徒指導委員会による情報共有→複数学年での対応・重大事態については学校対応
- ③ アンケート内容の充実
 - ・アンケート実施前に生徒指導委員会でアンケート内容を毎回検討

3 いじめに対する措置

(1) 連絡体制と措置の決定

- ① 第一発見者は担任、当該学年主任、生徒指導担当に報告し、組織的に事実関係を整理するとともに、学年主任、または、生徒指導担当が管理職及び生徒指導主事に概要を報告する。
- ② 複数学年に関係する場合は臨時に生徒指導委員会を開催し、組織的に事実関係を整理する。
- ③ いじめ加害生徒への指導、保護者の召喚等については、当該学年が判断・実行し、その経緯、結果については当該学年主任、または、当該学年生徒指導担当が管理職及び生徒指導主事に報告する。
- ④ いじめ被害生徒への謝罪については、当該学年が判断・実行し、その経緯、結果については当該学年主任、または、当該学年生徒指導担当が管理職及び生徒指導主事に報告する。
- ⑤ 複数学年に関係する場合は、その経緯、結果について、臨時または定例の生徒指導委員会で情報を共有する。
- ⑥ 単学年での対応、複数学年での対応のいずれも、その後の経緯については定例の生徒指導委員会で情報を共有し、未然防止のための積極的な生徒指導方針に生かす。

(2) いじめの措置に関する留意点

- ① 「事実」に関する情報を整理し、憶測を排除する。
 - ・実際に目撃していない場合の「事実」とは、「〇〇さんが『▽▽』と語った。」等の証言を積み上げることである。ストーリー化しようとすると思測が入り込みやすいことに注意。
- ② 「無視された」「悪口を言われた」等のコミュニケーションに係るいじめやネット上のいじめについては、事実関係を特定するために、被害生徒に記録を残すよう促したり、教員も必要に応じてネット検索等によって事実把握に努める。
 - ・ネット上のいじめについては“スクリーンショット”等で「事実」を残すことが有効。
- ③ 被害生徒には徹底して守り抜くことを表明するとともに、加害生徒の措置については、教育的配慮のもとに被害生徒とその保護者の意向に沿った対応をする。
 - ・被害生徒、加害生徒ともその人権を尊重し、教育的配慮のもとに措置を行う。
- ④ 加害生徒には「いじめ」が卑劣な行為であることを深く自覚させるとともに、今後二度とこのような行いをしないためにどのようにしたら良いのかということを実際に考えさせる。
 - ・加害生徒がいじめに至る背景に着目し、今後の指導の方向性について共通理解を図りながら組織的に対応するとともに、ソーシャルスキルトレーニング等の指導を継続する。
- ⑤ 加害生徒の保護者には「いじめ」によって被害生徒が深く傷ついていることをご理解いただき、謝罪の有無については自ら判断させる。
 - ・形式的な謝罪によって関係を損なうことのないよう配慮する。
- ⑥ 被害生徒と加害生徒及びその保護者同士が、今後の良好な関係が構築できるよう、お互いの人格を尊重した対応を行う。
- ⑦ 被害生徒がいじめられた事実を克服し、今後たくましく成長していけるよう、組織的な見守りを継続するとともに、ソーシャルスキルトレーニング等で良好な人間関係を築くための指導も行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより被害生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたとき。
 - ・「生命、心身または財産に重大な被害」とは、以下の4点である。
 - 被害生徒が自殺した、あるいは自殺を企図した場合
 - 被害生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - 被害生徒が金品等に重大な被害を被った場合
 - 被害生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより被害生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたとき。
 - ・「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日程度以上とする。

(2) 重大事態への対応手順

- ① 重大事態の疑いがある事案が発生した場合、あるいは、生徒自身や保護者から重大事態であるとの申立てがあった場合、速やかに事実関係を調査し、生徒指導委員会で整理した後、校長が重大事態か否かの判断をする。
- ② 校長は郡山市教育委員会に速やかに重大事態の事案を報告し、「少年サポートチームケース会議」の開催を要請するとともに、被害生徒、保護者のケアのため、必要に応じて、専門的な知識及び経験を有する者(緊急スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士等)の支援も要請する。
- ③ 「少年サポートチームケース会議」では初期調査で明らかになった事実関係の報告をするとともに、不明な点の調査について、その調査主体や今後の対応の方向性について検討する。
- ④ 事実関係が網羅的に解明された段階で、「少年サポートチームケース会議」の開催を再度要請し、専門的な知識及び経験を有する者の助言を得ながら、教育委員会、学校とも合意の上で、適切な措置を決定する。

(3) 重大事態への措置

- ① 可能な限り被害生徒の被った被害の回復に努める。
- ② 加害生徒については、必要に応じて、郡山市教育委員会に出席停止措置の活用を要請する。
- ③ 被害生徒については、生徒自身や保護者が希望する場合には、郡山市教育委員会に区域外就学等の要請をする。

(4) 重大事態対応の留意点

- ① 早期に「少年サポートチームケース会議」の開催を要請し、事実関係の解明に第三者の視点を活用するとともに、不安定な心理状態に陥っている被害生徒やその保護者の心情に配慮した対応ができるよう、専門的な知識及び経験を有する者の助言指導を乞う。
- ② 被害生徒はもちろん加害生徒についてもその人権に配慮した対応を心がけ、加害生徒の人格やその保護者の養育態度への一方的な糾弾に陥らないようにする。
- ③ ケース会議では「集団守秘義務」の見地に立ち、第三者への個人情報も積極的に公開するとともに、詳細な記録を残す。
- ④ 保護者との面談においては、「言った」「言わない」等の水掛け論にならないよう、個別に対応せず、記録者を同席させるか、録音機を使用する。
- ⑤ 措置にあたっては、第三者や直接的な関係のない教員等を同席させ、保護者との間に感情的な対立を生まないよう配慮する。